介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給について

1 対象者

要支援1・2または要介護1から5と認定された方のうち、居宅で介護を受ける方 (改修する住宅が被保険者の住民票の住所と異なる場合は支給の対象とはなりません。 また、要介護等認定申請前に着工した場合は対象にはなりません。)

2 支給対象となる住宅改修の種類(厚生省告示第95号·介護保険法第45条第1項による)

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移 乗動作に資す

ることを目的として設置するものです。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものです。

なお、福祉用具貸与「手すり」に該当するものは除きます。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路 等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープ等を設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

ただし、福祉用具貸与「スロープ」又は特定福祉用具購入「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材 の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定さ れます。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、引き戸等の新設(扉の取替えと比較し費用が低廉に抑えられる場合)、 ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的です。

福祉用具購入「腰掛便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替え は含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみは含まれま せん。非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合 は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、 保険給付の対象外となります。

⑥ その他①~⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

それぞれ以下のものが考えられます。

I 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

Ⅱ 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

Ⅲ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

Ⅳ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

V 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、 便器の取替えに伴う床材の変更

3 支給限度基準額

要支援、要介護状態区分にかかわらず、20万円までです。

4 住宅改修費の支給申請方法等

- (1)事前審査(住宅改修工事着工前に次の書類を地域福祉課介護保険係に提出して下さい。)
 - ①介護保険住宅改修事前承認申請書
 - ②住宅改修が必要な理由書
 - ③工事費見積書
 - ④住宅改修前の状態が確認できる写真(撮影年月日が分かるもの)
 - ⑤住宅所有者の住宅改修承諾書
 - ⑥住宅改修箇所を示す平面図等
 - (7)受領委任払い同意書(受領委任払い制度利用の場合のみ)
 - ※事前審査により、内容が承認されたものについては承認決定通知書を送付します。その後、住宅改修に着工してください。住宅改修完了後、市役所地域福祉課の窓口に支給申請することによって、支給限度基準額内でかかった費用の9割(一定以上の所得の方は8割または7割)を支給します。(たとえば、1割負担の方が20万円の支給対象となる住宅改修を行った場合で、18万円支給されます。)
- (2)支給申請(※住宅改修完了後、次の書類を地域福祉課介護保険係に提出して下さい。)
 - ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
 - ②工事費内訳書
 - ③領収証
 - ④住宅改修後の状態が確認できる写真(撮影年月日が分かるもの)
 - ⑤承認決定通知書(写)

※介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給を希望する場合は、住宅改修前に必ず担当ケアマネジャーにご相談下さい。